答申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県知事(以下「実施機関」という。)が令和4年(2022年)6月9日付け令4森林整備第194号で行った公文書の部分開示決定(以下「本件処分」という。)のうち、別表の整理番号12の「融資証明書」、整理番号23の「融資証明書」及び整理番号24の「残高証明書」については、審査会が非開示妥当と判断した部分を除き開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年(2022年)5月2日付けで、実施機関に対し、山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定により、「○○が申請し、村岡山口県知事が許可した「○○町の太陽光発電所用地の造成」の開発行為に関わって、許可後に変更がなされたすべての書類一式」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書(以下「本件公文書」という。)として、別表の「公文書名」欄に掲げる公文書を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和4年(2022年)6月9日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年(2022年)7月1日付けで、行政 不服審査法(平成26年法律第68号。以下同じ。)第2条の規定に基づく審査請求 を行った。

5 補正命令

実施機関は、審査請求について要件審査を行い、一部要件を欠くとして、行政不服 審査法第23条の規定に基づく審査請求書の補正命令を行った。

6 補正書の提出

審査請求人は、補正命令に対し指定期間内に補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

○○が申請し、山口県知事が許可した「○○町の太陽光発電所用地の造成」の開発 行為に関わって、許可後に変更がなされたすべての書類一式 別紙・一覧表の整理番 号「12」の「融資証明書」と「23」の「融資証明書」と「24」の「残高証明書」 が「全体開示しない」との決定は違法・不当であり、全体を開示しないとの決定を取 消せというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、森林法施行細則第4条第1項の規定に基づき、○○が実施機関に提出した森林開発許可に係る変更許可申請書及びその添付書類であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第3号について

条例第11条は、実施機関は、同条第3号に規定する「法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上の

ノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書、 資金調達計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人 事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。 また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実で ある人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、 拡大防止又は再発防止をいい、「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環 境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

3 条例第11条第3号該当性について

本件処分では、別表に掲げる本件公文書のうち、整理番号12の「融資証明書」、整理番号23の「融資証明書」及び整理番号24の「残高証明書」の全体を非開示とし、またそのほかの一部の公文書においては「申請者の印影」を非開示としているが、審査請求人が争っているのは、整理番号12の「融資証明書」、整理番号23の「融資証明書」及び整理番号24の「残高証明書」の全体を非開示としたことであるため、これらの公文書について、インカメラ審理により実際に見分して条例第11条第3号の該当性を検討した。

(1) 整理番号12「融資証明書」

記載されている情報のうち「当該証明書の発行元の法人の名称、所在地、代表者名及び印影」、「融資の金額」、「融資証明書の有効期限」及び「融資諸条件」に関する情報は、〇〇(以下「当該法人」という。)がどこからどのような融資を受けるか等の具体的な金融取引の相手方等に関する内部管理情報であり、また「当該法人の代表者印の印影」については、代表者印は法人の代表者が管轄の法務局に届け出た印であり、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているものであるから、これが公開されると、偽造等によって当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることから、これらを公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあると認められ、条例第11条第3号に該当することから、非開示が妥当である。

一方で、「当該法人の名称、所在地、代表社員名及び職務執行者名」、「資金 使途」、「本証の提出先」及び「証明を提出する理由」に関する情報は、本件処 分において、当該法人が提出した林地開発変更許可申請書をはじめとするそのほ かの公文書については、「申請書の印影」以外の部分は開示していることを踏ま えると、既に明らかな情報であるといわざるを得ず、よって開示しても何ら支障 のない情報であると考えられることから、非開示とする理由はなく、またその余 の部分についても、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるおそれが あるとは認められないことから、開示すべきである。

(2) 整理番号23「融資証明書」

記載されている情報のうち、「当該証明書の発行元の法人の名称、所在地及び代表者名」、「融資限度額」及び「融資条件」に関する情報は、当該法人がどこからどのような融資を受けるか等の具体的な金融取引の相手方等に関する内部管理情報であり、また「当該証明書の発行元の法人の代表者印の印影」については、

代表者印は法人の代表者が管轄の法務局に届け出た印であり、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているものであるから、これが公開されると、偽造等によって証明書の発行元の法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあることから、これらを公開することにより、当該法人又は当該証明書の発行元の法人に不利益を与えるおそれがあると認められ、条例第11条第3号に該当することから、非開示が妥当である。

一方で、「当該法人の名称、所在地、代表社員名及び職務執行者名」、「融資証明書提出先」、「資金使途」及びその余の部分は、前述の整理番号12「融資証明書」と同様の理由で開示すべきである。

(3) 整理番号24「残高証明書」

まず、当該公文書は整理番号23「融資証明書」の発行元の法人(以下「融資証明書発行法人」という。)に対して、金融機関(以下「残高証明書発行法人」という。)から発行された残高証明書であることが認められる。

記載されている情報のうち、「融資証明書発行法人の名称」は、当該法人がどこからどのような融資を受けるか等の具体的な金融取引の相手方等に関する内部管理情報であり、また「残高証明書発行法人の名称、支店に関する情報及び印影」、「預金種目」、「口座番号」及び「残高」は、融資証明書発行法人の具体的な金融取引の相手方等に関する内部管理情報であり、さらに特徴的な書体で記載されている「証明書の標題」、残高証明書発行法人の特有のものであることが認められる「証明書中の透かしの部分」及び「証明書に付されているNo.」についても、融資証明書発行法人の具体的な金融取引の相手方等に関する情報であって内部管理情報であるといえ、これらを公開することにより、当該法人又は融資証明書発行法人に不利益を与えるおそれがあると認められ、条例第11条第3号に該当することから、非開示が妥当である。

一方で、その余の部分は、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるお それがあるとは認められないことから、開示すべきである。

4 その他

審査請求人は、審査請求書、反論書及び再反論書のほか請願や口頭意見陳述においても種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

5 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表(本件処分における部分開示決定通知書の別紙一覧表の一部を抜粋)

整理番号	公文書名	開示しない部分
1	林地開発変更許可申請書(令和〇年〇月〇日申請)	申請書の印影
2	変更内容	_
3	計画説明書	_
4	他法令関係手続書	申請書の印影
5	防災施設計算書	_
6	林地開発変更許可申請書(令和〇年〇月〇日申請)	申請書の印影
7	変更内容	_
8	計画説明書	_
9	防災施設計算書	_
10	林地開発許可事項変更届(令和〇年〇月〇日届出)	申請書の印影
11	履歴事項全部証明書	_
12	融資証明書	全体
13	林地開発変更許可申請書(令和〇年〇月〇日申請)	申請書の印影
14	残置森林等の管理に関する確約書	申請書の印影
15	変更内容	_
16	計画説明書	_
17	土量計算書	_
18	排水施設計算書	_
19	防災施設計算書	_
20	図面一式	_
21	林地開発許可事項変更届(令和〇年〇月〇日届出	申請書の印影
22	履歴事項全部証明書	
23	融資証明書	全体
24	残高証明書	全体

別紙

審査会の審査経過等

年	月 日	経過	
令和5年	1月10日	実施機関から諮問を受けた。	
令和5年	10月26日	事案の審議を行った。	
令和6年 2月20日		事案の審議を行った。	
令和6年	3月22日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	役 職 名	備考
井	竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石	原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松	本 香代子	司法書士	

(令和6年3月22日現在)